

▶ 教育相談シリーズ



不登校② 「不登校への対応」

不登校の子どもへの家庭訪問 ～子どもの「こころ」に会いに行く～

子どもが登校できなくなると、教師は家庭訪問して子どもと会うこととなりますが、その際、訪問する側の教師の「訪問の目的」が曖昧になってはいませんか？どのような目的で教師が子どもに会いに行っているかということが大変重要です。

家庭訪問の目的が連絡物や家庭学習用のプリントを届けるための事務的なものもあれば、ただ単に顔だけ見せに行くこともあるでしょう。親との面談を目的に家庭に出向くこともありますし、子どもに次の日の登校を促しに行くこともあります。また、子どもの学習に付き合ったり、一緒に何かして遊んだりということもあるでしょう。話好きの親が在宅されていると、ついつい親とだけ面談してしまって時間が過ぎていくということもありがちです。

しかし、登校できない子どもへの家庭訪問で、最も大事なことは、まず校内チームで分担をして「子どもの『こころ』に直接会いに行く」担当者（担任）をつくる、そしてその担当者を校内でサポートするということです。

学校に行けないという辛さは、副次的にも「みんなから遅れてしまう」という孤独感や疎外感を強め、不安や焦りをつのらせます。登校できない辛さはなかなか口に出すことはできないので、子どもにとって計り知れないほど大きな不安や心の緊張となって自分を脅かすものとなります。

登校できなくて、苦しくて、やせ細って怯えているその「こころ」に会いに来てくれる教師のメッセージは、その時にはすぐに届かなくても、必ず子どもの「こころ」に響いているはずです。

迷ったり悩んだりしている子どもの辛さ、苦しさに添いながら、温かいメッセージを届けてくれ、いつもいつも自分のために会いに来てくれる教師に、必ず「こころ」を動かしてくれるものです。

直接会いに行っても子どもがそれを断ったり嫌がったりすることもあります。子どもと面と向かって真剣に話すなどということはまずできませんから、学習プリントなどの道具とか、その子の好きな遊びなどを媒介としてよいわけです。

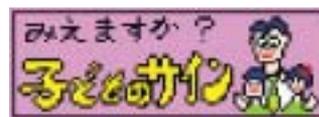
むしろ断ったり嫌がったりする気持ちが表現できたことの方が、その子にとって大きな意味をもつこともありますから、拒絶したり嫌悪感をもっている、

その「こころ」と教師は関わりをもとうとすることが大事です。

「こころ」を使って会うということは、教師にとっても大変なことです。教師も無理をすると長く続けることができません。ですから校内のチームでその担当者を支えることが必要です。「5分だけ」とか「玄関先で」というように、時間や場所に区切りをつけ見通しをもったほうが、お互いに楽に会えることもあります。

必ずこうしないといけないなどと決して思わず、また子どもの内的世界に無理に入りこもうとしたり、逆に遠慮がちになりすぎたりしないよう、適度な心理的距離を保ちながら、少しずつ子どもの「こころの窓」を子どもと一緒に探し、関わりをもち続けることが大事です。

登校できなくなると、その時は毎日のように会いに行きますが、登校できない状態が長く続くとだんだん足を運ばなくなってしまうこともあります。そうすると、子どもは教師に見捨てられたような感じをもつこともあり、家庭訪問が逆に子どもの「こころ」にとって、マイナスにはたらいってしまうこともあります。教師は少なくとも1年間くらいは同じように会いに行くペースで、子どもの「こころ」と会い続けることが必要です。



スクール・セクハラ防止について

京都府総合教育センターの「府立学校セクシュアル・ハラスメント相談員」にスクール・セクハラ防止について、尋ねました。



Q1 スクール・セクハラとは、どのようなものですか。

A1 京都府教育委員会が平成16年5月に発行した「スクール・セクハラ防止の手引き」にも記載されていますが、①児童生徒を不快にさせる学校における性的な言動、②教職員が児童生徒を不快にさせる学校外における性的な言動です。言い換えると児童生徒の意に反する性的な言動であって、児童生徒の尊厳と人格を侵害し、学習意欲の低下などをもたらすものです。

Q2 スクール・セクハラは、どのような影響がありますか。

A2 児童生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、決して許されるものではありません。また、保護者、地域住民などに、学校や教職員全体に対する拭いきれない不信感を引き起こし、その信頼を回復するには相当の年月を要するという深刻な事態を招くことになります。一方、教職員に対しては、地方公務員法第33条で禁止されている信用失墜行為であり、懲戒処分にも該当するような案件です。態様によっては刑法等の刑事責任が問われることもあります。

Q3 スクール・セクハラ防止のために教職員はどのようなことに気をつければよいのでしょうか。

A3 どういう言動で児童生徒に対して接しているかを、常に見直す必要があります。謙虚な気持ちでスクール・セクハラを自らの問題として受け止める姿勢が求められています。次の5点を参考にしてほしいと思います。

- ①親しさを表すつもりの方の言動であったとしても、(言動を行った)教職員本人の意図とは関係なく、児童生徒を不快にさせる場合があること。
- ②不快に感じるか否かは、児童生徒の間で個人差がみられること。
- ③「この程度のことは児童生徒も許容するだろう。」とか「児童生徒との良好な人間関係ができていく。」というような勝手な憶測や思い込みはしないこと。
- ④児童生徒が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- ⑤スクール・セクハラであるか否かについて、児童生徒の方からいつも意思表示があるとは限らないこと。

Q4 学校として、どのように対応すればよいのでしょうか。

A4 次のような取組が最低限必要と思います。

- ①教職員を対象としたスクール・セクハラ防止と鋭い人権感覚を養うための校内研修の実施
- ②スクール・セクハラ防止を十分に踏まえた校内組織運営の確立(相談担当者の位置づけを含む。)
- ③児童生徒を対象にしたスクール・セクハラ防止のための教育
- ④保護者などを対象にしたスクール・セクハラ防止の取組に関する情報発信

Q5 最後に、相談員の立場から先生方に一言お願いします。

A5 「スクール・セクハラ」は「自分の学校では起こらない」「個人的な問題である」といった意識を捨て去り、今日セクハラ問題は危機管理の最たるものであるという認識に立ち、日頃から教職員が鋭い人権感覚をもち、児童生徒一人一人の人権・人格を尊重する教育を推進していただきたいと思います。

府立学校教職員のための電話相談窓口 (075) 612-3048

セクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口・教育実践に係る相談窓口
木曜日 午後1時から午後7時まで(祝日を除く)

今年度のセンターの研究事業について

テーマ	「評価を生かした授業改善」(小学校編) - 2年次
ねらい	・授業での計画、実践、評価という活動を繰り返しながら、学習指導の過程における評価の工夫を進め、授業改善の具体的な実践例を紹介します。
内容	・1年次(昨年度)の総論編や各教科の理論編、実践編、資料編に引き続き、各教科において1単元分を取り上げ、評価を生かした単元指導展開を例示します。 ・単元のねらいを見通して、評価方法の工夫や学習活動の展開、教材の開発など、具体的に提示し、授業に活用できるものを例示します。
テーマ	地域や学校における特別支援教育体制の充実に関する研究
ねらい	・通常の学級にいるLD児等への支援の在り方や養護学校の地域におけるセンター的機能の充実について研究します。
内容	・小・中学校の教員(特に特別支援教育コーディネータ等)には、相談→アセスメント→手だての手順や個別の指導計画作成方法など具体的な支援方策と、校内支援委員会の運営や市町の支援委員会との連携の在り方などを例示します。 ・養護学校の教員には、小・中学校の教員を対象とした自閉症・LDの指導方法での研修支援のための資料を例示します。
テーマ	小学校理科実験基本マニュアル(5・6年生)
ねらい	・理科の授業で多くの実験が実施できるよう、理科B区分(物質とエネルギー)で教科書に記載されている実験について指導者向けマニュアル(動画を含む)を作成します。
内容	・予備実験を動画を使って分かりやすく解説した内容です。 ・実験の工夫を考えるために、実験に関係するさまざまな方策を例示します。
その他	・ホームページの内容は、随時新しい実験内容を加えて更新します。各学校で実践された内容や新しく開発された実験方法等の情報を収集し、提供します。
テーマ	「来所・巡回教育相談Q&A」
ねらい	・初めて教育相談を受けようとする方が、センターの教育相談(カウンセリングやコンサルテーション)を安心して利用できるための情報提供を行います。
内容	・保護者や教職員からよく寄せられる教育相談についての質問・疑問に、Q&A方式で答えます。 ・カウンセリングの効果は?、コンサルテーションって何?など、わかりやすく解説します。
その他	・保護者の方や教職員が来所・巡回教育相談を利用される場合、事前に読んでいただきたい資料です。

京都府総合教育センター 〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町
 TEL (075)612-3266 FAX (075)612-3267
 企画教育部 (612-2950) 教職教育部 (612-2952)
 障害児教育部 (612-2953) 教育相談室 (612-2959)
 ふれあい・すこやかテレホン(612-3268または3301) 毎日8:30-20:30(祝日を除く)
<http://www1.kyoto-be.ne.jp/ed-center/> E-mail ed-center@kyoto-be.ne.jp

北部研修所 〒623-0012 綾部市川糸町堀ノ内
 TEL (0773)43-2934 FAX (0773)43-2935
 ふれあい・すこやかテレホン(0773)43-0390 月～金 10:00-19:00(祝日を除く)
<http://www1.kyoto-be.ne.jp/n-center/> E-mail ned-center@kyoto-be.ne.jp

